

短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区分	標準処理期間
組合員資格の取得	13日
船員組合員資格の取得	13日
任意継続組合員資格の取得	13日
任意継続組合員資格の喪失	13日
上記資格情報の訂正	6日
資格確認書等の再交付	6日

※4月資格取得者の場合を除く

※必要書類が揃った申請書が支部に到着した日を0日として起算する。

2 被扶養者の資格に関する事項

区分	標準処理期間
被扶養者の認定	13日
被扶養者の取消	13日
上記資格情報の訂正	6日
資格確認書等の再交付	6日

※4月資格取得者の場合を除く

※必要書類が揃った申請書が支部に到着した日を0日として起算する。

3 給付・支給等に関する事項

区分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給 家族療養費の支給 高額療養費の支給 入院時食事療養費の支給 入院時生活療養費の支給 出産費・家族出産費の支給 埋葬料・家族埋葬料の支給 育児休業手当金の支給 船員組合員の療養の給付 船員組合員の一部負担金の額等の返還 移送費・家族移送費の支給 傷病手当金の支給 出産手当金の支給 休業手当金の支給 介護休業手当金の支給 弔慰金・家族弔慰金の支給 災害見舞金の支給	23日	支給決定月の月末 (ただし、支給日が 金融機関の休日に 当たる場合は、その 前日)
前納された任意継続掛金の還付	18日	決定後随時

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、3日とする。

4 その他に関する事項

区分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	10日
標準負担額減額認定証の交付	10日
特定疾病療養受給者証の交付	10日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	10日
上記証の記載事項の訂正	6日
上記証の亡失等による再交付	6日
支払未済の給付請求	23日
第三者の行為による損害の賠償請求	※
レセプトの開示請求	33日

※損害状況等により最長3年間

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、3日とする。

5 留意事項

標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ①適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ②適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間